

## 宗教法人規則の謄本の再交付について

### (1) 謄本再交付事務の趣旨

宗教法人の運営については、宗教法人法及び宗教法人規則を遵守しなければなりません。

特に、宗教法人規則については、各宗教法人自らが制定したものであり、法人運営上必要不可欠のものといえます。

また、これらのことから、宗教法人法においても次のように規定されています。

- ・「規則及び認証書を事務所に常に備えなければならない。」  
(第25条第2項第1号)
- ・「信者その他の利害関係人であつて ~中略~ 書類又は帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。」(第25条第3項)

しかしながら、事務所が移転したり、被災したりした場合等に紛失（焼失等）し、法人運営に支障をきたす例が稀に見受けられます。

そこで、宮崎県では、各宗教法人からの申請に基づき、審査の上、この「宗教法人規則（及び認証書の）謄本の再交付」を行っています。

### (2) 謄本を再交付する宗教法人規則等の範囲

設立当時の規則、認証書はもとより、その後変更認証された規則（変更しようとする事項を示す書類）とその認証書も含めて、宮崎県知事が認証を行った分は再交付が可能です（但し、一部の書類については、文字が不鮮明等の場合があります。）。

### (3) 謄本再交付の要件

第三者の不正使用を防止するため、原則として「登記されている代表役員（代務者）からの申請」の場合にのみ謄本の再交付を行っています。

再交付する謄本には、「宮崎県知事の証明印」を押印しますので、今後は紛失（焼失等）してしまった原本と同様のものとして使用することができます。

なお、宮崎県情報公開条例の規定による開示請求（規則写しの交付請求）があったときは、次の取扱いを実施しています。

- ・原則として県保管の公文書として、写しを交付します。
- ・但し、印影及び個人名については、非開示（黒塗り等により見えなくする）とします。
- ・謄本ではありませんから、「宮崎県知事の証明印」は押印しません。

### (4) 謄本再交付のための申請書及び提出書類

次ページを御参照ください。

◎申請に必要な書類等

- 1 宗教法人規則謄本再交付申請書 1通
  - ・別添の申請書です。
- 2 宗教法人の実印（公印）の印鑑証明書 1通
  - ・申請書に押印する公印の印鑑証明書です。
- 3 宮崎県収入証紙 1規則（認証分）につき400円分
  - ・何にも貼り付けずに、袋などに入れて提出してください。
  - ・県庁本館、県の総合庁舎等に売りさばき所（販売所）があります。
  - ・印紙と間違えないようにしてください。
- 4 返信用封筒
  - ・直接受け取りに来てくださる場合は必要ありません。
  - ・切手を貼り付けて申請書に同封してください。

※申請は、郵送でもかまいません。

※再交付には、通常2週間程度を要します。（規則変更の回数が多い場合などには、更に期間がかかります。）

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 文教担当

TEL：0985-26-7118

FAX：0985-32-0111